

育児休業制度について

事業主には、本人又は配偶者の妊娠・出産を申し出た労働者に対して、育児休業制度についての周知と育児休業取得の意向を確認することが、令和4年4月1日から義務づけられています。また、令和4年10月1日から、男性の育児休業取得促進のため、子の出生直後の時期に柔軟に取得することができる出生時育児休業（産後パパ育休）もスタートします。今号では、育児・介護休業法で定められている基本的な内容をお知らせしますので、制度を説明する際の準備をしておくことをお勧めします。

育児休業

原則、子が1歳に達する日（1歳の誕生日の前日）までの間で労働者が希望する期間、育児休業することができます。両親ともに育児休業をしている場合は、パパ・ママ育休プラスにより、子が1歳2か月に達するまでの間に延長されます。なお、保育所に入所できない等の一定の要件を満たした場合は、最長、子が2歳に達する日（2歳の誕生日の前日）まで延長することができます。

<対象者>

- ・労働者（日々雇用者を除く。有期契約労働者の場合は要件あり）
※配偶者が専業主婦（夫）でも取得できます。夫婦同時に取得できます。

<対象外の例：労使協定の締結が必要>

- ・雇用1年未満の労働者 ・申出の日から1年以内に雇用関係が終了する労働者 ・1週間の所定労働日数が2日以下の労働者

<申出期限・方法>

- ・原則、休業の1か月前までに、書面で事業主に申出

<令和4年10月1日から要件が緩和されます>

- ・1歳までの育児休業は2回まで分割して取得可能（取得の際にそれぞれ申出）
- ・1歳以降の延長の育児休業開始日の柔軟化（配偶者の育児休業終了日と本人の開始日が接続又は重複すれば、1歳から1歳半まで、1歳半から2歳までの各期間の途中からでも育児休業の開始可能）
- ・特別な事情がある場合は1歳以降の再取得も可能

出生時育児休業（産後パパ育休）

令和4年10月1日からスタートする出生時育児休業（産後パパ育休）は、育児休業とは別に取得できるもので、産後休業をしていない労働者が、子の出生後8週間以内に、4週間（28日）まで取得することができる制度で、従来の「パパ休暇」の発展形といえます。

<対象者>

- ・男性労働者（日々雇用者を除く。有期契約労働者の場合は要件あり）
※養子の場合等は女性労働者も対象となります。配偶者が専業主婦（夫）でも取得できます。

<対象外の例：労使協定の締結が必要>

- ・雇用1年未満の労働者 ・申出の日から8週間以内に雇用関係が終了する労働者 ・1週間の所定労働日数が2日以下の労働者

<申出期限・方法等>

- ・原則、休業開始の2週間前までに、書面で事業主に申出
※分割して2回まで取得可能ですが、初めにまとめて申し出ることが必要です。

パパ・ママ育休プラスを活用すれば、1年2か月の間に出産日と産後休業と育児休業と出生時育児休業とを合計して1年間以内の休業が可能になり、また、男性は出生時育児休業と育児休業を各々2回に分割して4回取得することができることになりました。なお、育児休業制度の詳細や参考例が、厚生労働省ホームページ「育児・介護休業法について」にありますので、制度の確認のためにも是非一度ご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

育児休業、出生時育児休業には、給付の支給や社会保険料免除があります。

○育児休業給付 ※詳細は、ハローワークにお問い合わせください。

育児休業（出生時育児休業を含む。以下同じ）を取得し、受給資格を満たしていれば、原則として休業開始時の賃金の67%（180日経過後は50%）の育児休業給付を受けることができます。

○育児休業期間中の社会保険料の免除 ※詳細は、年金事務所、健康保険組合等にお問い合わせください。

・その月の末日が育児休業期間中である場合（令和4年10月以降に開始した育児休業については、これに加えて、その月中に14日以上育児休業を取得した場合）は、その月の社会保険料が被保険者本人負担分及び事業主負担分ともに免除されます。

・令和4年10月以降に開始した育児休業で、連続して1か月を超える育児休業を取得した場合は、賞与に係る社会保険料も免除されます。

育児・介護休業法の改正に伴う出生時育児休業の創設等は、令和4年10月1日までに就業規則の変更が必要です。



高知県イメージキャラクター「くるしおくん」

社会保険労務士や医業経営コンサルタントからのアドバイスも無料で受けられます！

高知県医療勤務環境改善支援センター

（事業受託者：一般社団法人 高知医療再生機構）

TEL 088-822-9910

平日8:30 ~ 17:15まで

ホームページ <https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyoukaizen>

E-mail kinmukankyoukaizen@kochi-mrr.or.jp

勤務環境の
ことならお任せ

